

# ○八千代市市民活動団体公益事業補助金交付要綱

制定 令和 4年12月16日告示第322号

改正 令和 5年11月 1日告示第286号

改正 令和 7年12月24日告示第339号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市民ニーズが多様化する時代の中で、市と市民活動団体とが協力して公共的課題の解決に当たる必要があることから、公共的課題の解決の担い手となる市民活動団体の育成に資するとともに、市民活動団体の活動を通じて豊かで活力のあるまちづくりを促進するため、市民活動団体が行う公益的な事業に係る経費に対し八千代市市民活動団体公益事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体をいう。
- (2) 参加表明 補助金の交付を受けようとする市民活動団体が、補助金の趣旨等を理解した上で、補助金の交付申請に先立ち、自らが実施を予定する事業の内容、必要性等を市に対し明らかにすることをいう。

## (補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益事業型補助金
- (2) スタートアップ型補助金

## (市民活動団体の要件)

第4条 参加表明を行うことができる市民活動団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 定款等を有していること。
- (2) 5人以上の者で構成されていること。

- (3) 市内に主たる事務所を有し、主に市内において活動を行っていること。
- (4) 団体の会員相互の扶助又は親睦を図る活動を主としていないこと。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として千葉県警察本部長が認める者が構成員でないこと。

2 スタートアップ型補助金について参加表明を行うことができる市民活動団体は、前項に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度が属する4月1日現在において、その市民活動団体の設立から5年未満であること。
- (2) スタートアップ型補助金の交付を過去に3回以上受けていないこと。  
(参加表明の対象となる事業の要件)

第5条 参加表明の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業が別表第1に掲げる事項のいずれかに該当すること。
- (2) 事業が市内で行われること。
- (3) 事業が市の財源による他の補助金等を受けていないこと。
- (4) 事業が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるものでないこと。

(参加表明)

第6条 公益事業型補助金又はスタートアップ型補助金の交付を受けようとする市民活動団体は、参加表明を行うものとする。

2 市民活動団体は、同一年度内において1回に限り参加表明を行うことができる。この場合において、同一年度内において他の市民活動団体が既に参加表明を行っている事業と同一の事業に関する参加表明を行うことができない。

3 市民活動団体は、同一年度内において、公益事業型補助金又はスタートアップ型補助金に対し同時に参加表明を行うことができない。

4 第1項の参加表明を行う市民活動団体は、八千代市市民活動団体公益事業補助金参加表明書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費（対象経費）積算書（第2号様式）

- (2) 定款等の写し
- (3) 市民活動団体の構成員がわかる名簿等の写し
- (4) 帳簿等の市民活動団体の直近の収支決算がわかる書類の写し
- (5) 市民活動団体の活動状況がわかる写真等
- (6) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の規定により参加表明書等の提出があったときは、当該参加表明書等の内容を確認した上で、事業担当課（市民活動団体が参加表明をした事業の内容等を勘案して、当該事業と関係性が強いと判断される課等をいう。以下同じ。）に回付するものとする。この場合において、事業担当課として適した課等が存在しないときは、八千代市市民活動団体公益事業補助金担当課に回付するものとする。

（事業担当課による確認）

第7条 事業担当課は、前条第5項の規定による回付を受けたときは、事業内容等を確認した上で、事業確認通知書（第3号様式）を八千代市市民活動団体公益事業補助金担当課に送付するものとする。

（参加表明団体の審査）

第8条 第6条第4項の規定により書面で参加表明がされた事業の内容は、市が指定する審査を行う委員（以下「審査委員」という。）が審査を行うものとする。

2 次条及び第10条に定めるもののほか、前項の審査及び審査委員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（公益事業型補助金の審査）

第9条 公益事業型補助金の交付を受けることを目的として参加表明を行った事業の審査については、公益性、自主性、自立性、実現性、客観性及び創造性の観点から市長が別に定める審査基準により行うものとする。

2 前項の規定による審査が終了したときは、当該審査を行った市民活動団体ごとにその結果を集計し、点数を算定するものとする。この場合における算定される点数は、次のとおりとする。

- (1) 合計点数 審査項目の全てについて、各審査委員が算定した点数を合算し、その合算した点数を審査に関与した審査委員の員数で除して得た得点

（当該点数に小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てたもの）

(2) 公益性の点数 審査項目のうち公益性について、各審査委員が算定した点数を合算し、その合算した点数を審査に関与した審査委員の員数で除して得た得点（当該点数に小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てたもの）

3 前項の規定により算定される同項第1号の合計点数が50点以上であって、かつ、同項第2号の公益性の点数が25点以上となった市民活動団体については、当該市民活動団体に係る同項第1号の合計点数の値に応じて、それぞれ別表第2に掲げる等級に分類されるものとする。

（スタートアップ型補助金の審査）

第10条 スタートアップ型補助金の交付を受けることを目的として参加表明を行った事業の審査については、公益性、自主性、自立性、実現性及び創造性の観点から市長が別に定める審査基準により行うものとする。

2 前項の規定による審査が終了したときは、当該審査を行った市民活動団体ごとにその結果を集計し、可否を判定するものとする。

3 前項の規定により判定される可否は、第1項の市長が別に定める審査基準で設けられる評価基準（審査項目ごとに評価を行う点として設定した基準をいう。）ごとに各審査委員が適否の別を判定し、審査委員の半数以上が適と判定した場合に当該審査項目を適と判定し、全ての審査項目について適と判定された場合に、審査結果を可と判定するものとする。

（補助事業及び補助対象経費）

第11条 補助金は、第6条の規定による参加表明をし、かつ、公益事業型補助金にあっては第9条の規定による審査を受けて等級に分類された市民活動団体に、スタートアップ型補助金にあっては前条の規定による審査を受けて可と判定された市民活動団体に対して交付するものとし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該市民活動団体が第6条第4項の規定により表明した事業とする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3のとおりとする。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、補助対象経費に次項で定める補助率を乗じて得た額又は同項で定める上限額のいずれか低い額（その額が次条の規定により算定され、通知された内示額を超える場合は、その通知された内示額）とする。この場合において、これらの額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の補助率及び上限額は、公益事業型補助金にあっては第9条第3項の規定により分類された等級に応じ、別表第2の等級の欄に掲げる等級に応じた同表補助率の欄に掲げる補助率及び同表上限額の欄に掲げる上限額とし、スタートアップ型補助金にあっては同表補助率の欄に掲げる補助率及び同表上限額の欄に掲げる上限額とする。

(審査結果及び内示額の通知)

第13条 第9条又は第10条の審査結果は、次項及び第3項の規定により算定された内示額と併せて、八千代市市民活動団体公益事業補助金審査結果通知書（第4号様式）により、市民活動団体に通知するものとする。

2 市長は、第9条第3項の規定による分類又は第10条第2項の規定による可否判定が完了したときは、前条の規定を準用して、第11条第1項の規定により補助金の交付の対象となる市民活動団体ごとに内示額を算定するものとする。この場合において、第12条の見出し中「補助金の額」とあるのは「内示額」と、同条第1項中「補助金の額」とあるのは「内示額」と、「（その額が次条の規定により算定され、通知された内示額を超える場合は、その通知された内示額）とする」とあるのは「とする」と、同条第2項中「補助金の」とあるのは「内示額の算定に用いる」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により算定された内示額の総額が当該年度の補助金に係る予算の額を超えるときは、各市民活動団体の内示額は、同項の規定にかかわらず、当該年度の補助金に係る予算の額（その額に補助金の交付事業に係る人件費等の按（あん）分する額としてその性質上適当でないと認める部分があるときは、これを控除した額）を同項の規定により算定された内示額の総額に占める各市民活動団体の割合に応じて按分した額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

(辞退届)

第14条 市民活動団体は、前条第1項の規定による通知の内容等を踏まえた上で、参加表明をした補助事業を行わないとして辞退するときは、辞退届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(交付申請)

第15条 第13条第1項の規定により内示額の通知を受けた市民活動団体は、その通知を受けた内示額の範囲内で、規則第3条に定める交付の申請（次項において「交付申請」という。）を行うことができる。

2 交付申請は、八千代市市民活動団体公益事業補助金交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書（第7号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助の条件)

第16条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知)

第17条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市市民活動団体公益事業補助金交付決定（却下）通知書（第8号様式）により行うものとする。

(変更等承認申請等)

第18条 第16条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市市民活動団体公益事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市市民活動団体公益事業補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第10号様式）により通知するものとする。
- 3 第16条第4号に掲げる補助事業の遂行が困難となったときは、市長に取下げ届（第11号様式）を提出するものとする。
- 4 前項の規定により補助事業の取下げを行った市民活動団体が既に概算払の支払を受けているときは、市長は、当該市民活動団体に対し、補助事業取下げに伴う戻入金決定通知書（第12号様式）により戻入金の額及び返還期限を通知するものとする。
- 5 前項の規定により戻入金の額及び返還期限の通知を受けた市民活動団体は、当該通知により通知された戻入金の額を、指定された期限までに返還しなければならない。

（決定の取消し）

第19条 規則第17条の規定による交付の決定の取消しについては、八千代市市民活動団体公益事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式）によるものとする。

（実績報告）

第20条 規則第12条の規定による実績の報告（廃止の承認を受けた補助事業について、当該補助事業の準備に要した費用等に対する補助を受ける場合を含む。）は、八千代市市民活動団体公益事業補助金実績報告書（第14号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書（第15号様式）
- (2) 事業の経費に係る領収書等
- (3) 事業の実施内容がわかる写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第21条 市長は、規則第13条の規定による交付すべき補助金の額（以下「交付確定額」という。）の通知を行う場合は、八千代市市民活動団体公益事業補助金交付額確定通知書（第16号様式）により通知するものとする。た

だし、規則第16条第1項の規定により概算払として交付された額が交付確定額を超えているときは、八千代市市民活動団体公益事業補助金交付額確定及び戻入金決定通知書（第17号様式）により、交付確定額と併せて戻入金の額及び返還期限を通知するものとする。

- 2 前項ただし書の規定により戻入金の額及び返還期限の通知を受けた市民活動団体は、当該通知により通知された戻入金の額を、指定された期限までに返還しなければならない。

（交付請求書）

第22条 規則第15条の規定による交付請求書は、八千代市市民活動団体公益事業補助金交付請求書（第18号様式）によるものとする。

（概算払請求書）

第23条 規則第16条第1項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、八千代市市民活動団体公益事業補助金概算払交付請求書（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第3条の規定による参加表明、第4条の規定による事業担当課による確認、第5条の規定による参加表明団体の審査、第8条の規定による内示額の通知、第9条の規定による辞退届の提出、第10条の規定による内示額通知受領後の補助金の交付申請その他の令和5年度の補助金の交付申請に関し必要な手続等については、この告示の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年告示第286号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の第1号様式の規定は、令和6年度の補助金の交付を受けようとする市民活動団体が行う参加表明から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和7年告示第339号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定及び次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示による改正後の八千代市市民活動団体公益事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第6条の規定による参加表明、第7条の規定による事業担当課による確認、第8条から第10条までの規定による参加表明団体の審査、第13条の規定による審査結果及び内示額の通知、第14条の規定による辞退届の提出、第15条の規定による内示額通知受領後の補助金の交付申請その他の令和8年度の補助金の交付申請に関し必要な手続等については、この告示の施行の日前においても、改正後の要綱のこれらの規定の例により行うことができる。

(令和7年度の補助事業に関する経過措置)

- 3 この告示の施行の日前に改正前の八千代市市民活動団体公益事業補助金交付要綱に基づき交付された補助金に係る額の確定及び交付請求の手続については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 4 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表第1（第5条第1号）

- 1 保健、医療又は福祉の増進
- 2 社会教育の推進
- 3 まちづくりの推進
- 4 観光の振興
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興
- 7 環境の保全
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進
- 11 国際協力の推進
- 12 男女共同参画社会の形成の促進
- 13 子どもの健全育成
- 14 情報化社会の発展
- 15 科学技術の振興
- 16 経済活動の活性化
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援
- 18 消費者の保護
- 19 その他市長が認めるもの

別表第2（第9条第3項、第12条第2項）

種類	審査結果	等級	補助率	上限額
公益事業型補助金	合計点数 75点以上	Aランク	50%	500,000円
	合計点数 50点以上 74点以下	Bランク	25%	250,000円
スタートアップ型補助金	可		90%	100,000円

別表第3（第11条第2項）

費目	内容
報償費	外部講師に対する謝礼及び出張費、食糧費等の外部講師の招へい等に必要な経費等
交通費	事業実施日（補助事業を実際に行う日をいう。以下この表において同じ。）における事業を遂行するために行う移動に使用した公共交通機関の運賃等
消耗品費（材料費を含む。）	事業実施日に必要な消耗品の購入（素材等の材料購入を含む。）に係る経費等
備品費	事業実施日に必要な備品の購入に係る経費等
印刷製本費	事業実施日に必要なプログラム等の印刷及び製本に関する費用及び事業の効果を高めることを目的として作成されるチラシ等の印刷及び製本に関する費用
通信運搬費	事業実施日に必要な備品の運搬等に係る経費等
手数料	事業実施日に必要な申込み等を行う上で必要となる手数料等
保険料	事業実施日に必要な保険に係る経費等
使用料（光熱水費を含む。）	事業実施日に必要な施設の使用（その施設の利用で通常生じる電気、ガス、水道等の使用を含む。）に係る経費等
賃借料	事業実施日に必要な物品の借用に係る経費等

第1号様式（第6条第4項）

八千代市市民活動団体公益事業補助金参加表明書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

団体名

代表者の役職及び氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

八千代市市民活動団体公益事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり参加表明します。

記

【補助金の種類】以下から選択し、□にチェックを入れてください。

- 公益事業型補助金
- スタートアップ型補助金

【宣誓事項】以下の宣誓事項を確認し、□にチェックを入れてください。

- 私たちは、宗教的活動又は政治的活動に一切関与しません。
- 私たちの団体の構成員に、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として千葉県警察本部長が認める者はいません。
- 下記の事業は、市の財源による他の補助金等を受けていません。
- 内示額にかかわらず、下記の事業を行います。なお、事業を行うことが難しいと判断した場合は、辞退します。
- 市が補助対象経費と認めない場合には、その判断に従います。

【事業について】

- 前年度と同一事業の場合は、□にチェックを入れてください。  
(チェックを入れた場合、4(4)「前年度事業と比較して工夫等した点」を任意で記入してください。)

1 事業の名称

2 事業の実施場所及び実施予定日

3 事業の分野（該当する主な番号に1～3つ○を付けてください。）

1	保健、医療又は福祉の増進	11	国際協力の推進
2	社会教育の推進	12	男女共同参画社会の形成の促進
3	まちづくりの推進	13	子どもの健全育成
4	観光の振興	14	情報化社会の発展
5	農山漁村又は中山間地域の振興	15	科学技術の振興
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興	16	経済活動の活性化
7	環境の保全	17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援
8	災害救援活動	18	消費者の保護
9	地域安全活動	19	その他市長が認めるもの
10	人権の擁護又は平和の推進		

#### 4 事業の概要

- (1) 事業が必要とされる理由（公共的課題等）
- (2) 具体的な事業内容（課題の解決策等）
- (3) 事業効果（市民への波及効果（公益性）等）
- (4) 前年度事業と比較して工夫等した点（任意）※前年度と同一事業の場合のみ

- (5) 種類で公益事業型補助金を選択した場合で、事業が持続可能な開発目標に関連するときは、該当する番号に○を付けてください。

1	貧困をなくそう	10	人や国の不平等をなくそう
2	飢餓をゼロに	11	住み続けられるまちづくりを
3	すべての人に健康と福祉を	12	つくる責任つかう責任
4	質の高い教育をみんなに	13	気候変動に具体的な対策を
5	ジェンダー平等を実現しよう	14	海の豊かさを守ろう
6	安全な水とトイレを世界中に	15	陸の豊かさも守ろう
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16	平和と公正をすべての人に
8	働きがいも経済成長も	17	パートナーシップで目標を達成しよう
9	産業と技術革新の基盤をつくろう		

#### 5 事業期間（予定）

年 月 日から 年 月 日まで

#### 6 事業費（対象経費）

総額 \_\_\_\_\_円 ※事業費（対象経費）積算書のとおり

#### 7 添付書類

- (1) 事業費（対象経費）積算書（第2号様式）
- (2) 定款等の写し
- (3) 市民活動団体の構成員がわかる名簿等の写し
- (4) 帳簿等の市民活動団体の直近の収支決算がわかる書類の写し
- (5) 市民活動団体の活動状況がわかる写真等
- (6) その他市長が必要と認める書類

#### 8 事業の関係先として想定する事業担当課（任意） \_\_\_\_\_課・室

#### 9 担当者連絡先

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

書類送付先：〒

第2号様式（第6条第4項第1号）

事業費（対象経費）積算書

項目	金額	説明（積算等）
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

第3号様式（第7条）

事業確認通知書

八千代市市民活動団体公益事業補助金担当課長様

長

八千代市市民活動団体公益事業補助金交付要綱第7条に基づき、  
事業について下記のとおり確認を行いましたので通知します。

記

【所管計画又は業務方向性への適合】

適合  有 ( )  
 無

【意見の有無】

有

(意見)

無

第4号様式（第13条第1項）

八千代市市民活動団体公益事業補助金審査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで参加表明があった事業について、審査した結果、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 審査結果

(1) 補助金の交付対象とする。

ア 補助金の種類及び等級

公益事業型補助金 ランク

スタートアップ型補助金

イ 内示額 \_\_\_\_\_円

(2) 補助金の交付対象としない。

理由

第5号様式（第14条）

辞退届

年　月　日

（宛先） 八千代市長

団体名

代表者の役職及び氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

年　　月　　日付けて行った参加表明は、下記の理由により、辞退します。

記

辞退理由

第6号様式（第15条第2項）

八千代市市民活動団体公益事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

団体名

代表者の役職及び氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

八千代市市民活動団体公益事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

【宣誓事項】（以下の宣誓事項を確認し、□にチェックをいれてください。）

交付決定額がいかなる場合であっても、事業を遂行します。

1 事業の名称

2 事業の概要等

八千代市市民活動団体公益事業補助金参加表明書（第1号様式）に記載のとおり

3 内示額

\_\_\_\_\_円

4 交付申請額

\_\_\_\_\_円

5 添付書類

- (1) 収支予算書（第7号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第15条第2項第1号）

収支予算書

1 収入の部

項目	金額	説明（積算等）
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

2 支出の部

項目	金額	説明（積算等）
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

備考 支出の部にあっては、事業費（対象経費）積算書（第2号様式）の内容を転記すること。

第8号様式（第17条）

八千代市市民活動団体公益事業補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった八千代市市民活動団体公益事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 申請を却下する。

理由

第9号様式（第18条第1項）

八千代市市民活動団体公益事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）　八千代市長

団体名  
代表者の役職及び氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

年　　月　　日付け八千代市　指令第　　号で交付決定を受けた八千代市市民活動団体公益事業補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 事業の変更（中止・廃止）の理由

2 変更内容

第10号様式（第18条第2項）

八千代市市民活動団体公益事業補助金事業変更（中止・廃止）  
承認（不承認）決定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった八千代市市民活動団体公益事業補助金の事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認する。

内容

2 承認しない。

理由

第11号様式（第18条第3項）

取下げ届

年 月 日

（宛先） 八千代市長

団体名  
代表者の役職及び氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた事業について、下記の理由により、申請を取り下げます。

記

取り下げる理由

第12号様式（第18条第4項）

補助事業取下げに伴う戻入金決定通知書

第 号

年 月 日

様

八千代市長

印

年 月 日 付けで取下げ届の提出がありました補助事業について  
戻入金が発生したので、下記の金額を、指定する期限までに本市に返還して  
ください。

記

1 戻入金の額（本市に返還する額） 円

2 返還期限 年 月 日

第13号様式（第19条）

八千代市市民活動団体公益事業補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで行った八千代市市民活動団体公益事業補助金交付決定について、下記のとおり交付決定の取消しを行いましたので通知します。

記

1 事業名

2 取消理由

第14号様式（第20条）

八千代市市民活動団体公益事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

団体名  
代表者の役職及び氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号をもって交付決定のあつた八千代市市民活動団体公益事業補助金に係る実績報告について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称  
2 事業を行う上で要した経費 円  
3 交付決定額 円  
4 支払済額 円  
5 事業の実施内容

実施日時	事業内容及び事業成果
月 日	

- 6 添付書類
- (1) 収支決算書（第15号様式）
  - (2) 事業の経費に係る領収書等
  - (3) 事業の実施内容がわかる写真等
  - (4) その他市長が必要と認める書類

第15号様式（第20条第1号）

収支決算書

1 収入の部

項目	予算額	決算額	説明（積算等）
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

2 支出の部

項目	予算額	決算額	説明（積算等）
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

第16号様式（第21条第1項）

八千代市市民活動団体公益事業補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった八千代市市民活動団体公益事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 支払済額  | 円 |
| 3 支払残額  | 円 |

第17号様式（第21条第1項）

八千代市市民活動団体公益事業補助金交付額確定及び戻入金決定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった八千代市市民活動団体公益事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

また、支払済額が交付確定額を超えることから、その超過した部分について戻入を行うため、下記の戻入金の額を、指定する返還期限までに本市に返還してください。

記

1 交付確定額 円

2 支払済額 円

3 戻入金の額（本市に返還する額） 円

4 返還期限 年 月 日

第18号様式（第22条）

八千代市市民活動団体公益事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

団体名  
代表者の役職及び氏名 印  
主たる事務所の所在地  
電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号をもって額の確定を受け  
た八千代市市民活動団体公益事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 支払済額  | 円 |
| 3 交付請求額 | 円 |
| 4 振込先   |   |

金融機関名 及び支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

第19号様式（第23条）

八千代市市民活動団体公益事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

団体名  
代表者の役職及び氏名 印  
主たる事務所の所在地  
電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号をもって交付決定のあつた八千代市市民活動団体公益事業補助金について、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

3 振込先

金融機関名 及び支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	